

## 令和4年度デジタル庁調達改善計画の上半期自己評価（概要）

### 1. 重点的な取組

#### （1）情報システム調達の改善

##### ①汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用

開発、構築が調達案件名に含まれる調達全16件において、特定の事業者しか供給できない製品を使用していない。

##### ②公募、技術的対話による新規参入事業者の確保

公募を行って契約した案件は9件となった。また、技術的対話を行って契約した案件は4件となった。

##### ③保守等契約への新規参入促進を図る環境改善

保守・運用の入札を行った全13契約において、50日以上の公告期間を設けた。

##### ④特定事業者継続契約の回避方策の検討

「デジタル庁情報システム調達改革検討会」の議論等も踏まえ、改善策の事例等を検討する。

##### ⑤特定事業者継続契約への積極的な閲覧情報の提供

閲覧可能な設計書等がある場合、全て閲覧可能としている。

##### ⑥特定事業者継続契約への複数年度契約の適用

国庫債務負担行為を活用する契約を12件行った。

### 2. 共通的な取組

#### （1）調達改善に向けた審査・管理の充実

随意契約審査会で審査し62件契約した。そのうち競争性ある随意契約7件（企画競争、技術的対話を含む）、公募9件となった。

#### （2）調達事務のデジタル化の推進

入札した106件のうち電子入札は85件（80.2%）

入札した106件のうち電子契約は50件（47.2%）

重点的な取組、共通的な取組

令和4年度の調達改善計画							令和4年度上半期自己評価結果												
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)		難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようなことをして、どうなったか)		実施時期	実施において明らかとなった課題等	今後の計画に反映する際のポイント		
							目標達成予定時期	定量的					定性的						
○		情報システム調達の改善	<p>【汎用的な製品、オープンソフトウェアの活用】 新規システムの調達案件においては、特定の事業者しか供給できない製品(ハードウェア、ソフトウェア)ではなく、汎用的な製品やオープンソフトウェアを調達品目とし、改修、保守・運用フェーズにおける競争性を確保する余地がないか検討を行う(個々のシステムの活用の目的・状況に応じ、セキュリティの確保、利便性や効率性の維持に問題はないかといった観点も踏まえ判断)。</p> <p>【公募、技術的対話による新規参入事業者の確保】 随意契約により特定の事業者が受注を続けている調達案件については、公募により新規参入事業者に機会を与えるとともに、真にやむを得ない随意契約の妥当性を担保する。また、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法(情報システムに係る新たな調達・契約方法に関する取組)の試行運用の検討(令和元年5月29日各府省情報化総括責任者(010)連絡会議決定)【令和年度重点的取組】 【保守等契約への新規参入促進を図る環境改善】 情報システムの保守・運用契約の調達案件において、新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な期間の確保を行う。なお、案件によっては、新規参入事業者の引き継ぎ等の期間を十分なものとすよう既存契約と新規契約の切り替え時期を重複させるなどの調達の工夫も検討する。</p> <p>【特定事業者継続契約の回避の方策の検討】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、以下のような事例を参考に回避の方策を検討し、その実現に努める。解消に至らなかった場合には、事後にその理由を分析し記録に残す。(記録後は有識者に意見を求める等解決のための分析に努める。) (検討事例)システム改修を一括ではなく分発発注する。運用業務から業務アプリケーション開発対応・修正等を分離するなどして定常的な運用業務を調達範囲とし既存事業者の優位性の低減を図る。</p> <p>【特定事業者継続契約への積極的な閲覧情報の提供】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、設計書等を入札時に準備するとともに、ベンダーチェンジの難しい運用・保守業務については、運用マニュアル等のドキュメントも閲覧資料として準備する。</p> <p>【特定事業者継続契約への複数年度契約の適用】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、新規事業者が受注後に知識の習得、作業プロセス等の定義に大きなコストを要し、単年度受注では、採算割れも想定され競争性が確保できないことから、国庫債務負担行為を活用した契約期間の複数年度化を図る。</p>	契約金額の多くの割合を占める情報システムについて、重点的に取り組むため。	A+	R4	情報システム調達の競争性確保の向上と特定事業者継続案件の改善	R5年3月まで	A+	R4	<p>新規システムの調達案件においては、特定の事業者しか供給できない製品(ハードウェア、ソフトウェア)ではなく、汎用的な製品やオープンソフトウェアを調達品目とし、改修、保守・運用フェーズにおける競争性を確保を行った。</p> <p>随意契約により特定の事業者が受注を続けている調達案件については、公募により新規参入事業者に機会を与えるとともに、真にやむを得ない随意契約の妥当性を担保を行った。また、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話による調達方法の活用も行った。</p> <p>情報システムの保守・運用契約の調達案件において、新規参入事業者の参加を阻害しないよう、公告期間、既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な期間の確保を行った。なお、案件によっては、新規参入事業者の引き継ぎ等の期間を十分なものとすよう既存契約と新規契約の切り替え時期を重複させるなどの調達の工夫も行った。</p> <p>特定事業者が契約を継続している調達案件については、事例を参考に回避の方策を検討し、その実現に努める。解消に至らなかった場合には、事後にその理由を分析し記録に残す。</p> <p>特定事業者が契約を継続している調達案件については、設計書等を入札時に準備するとともに、ベンダーチェンジの難しい運用・保守業務については、運用マニュアル等のドキュメントも閲覧資料として調達を行った。</p> <p>特定事業者が契約を継続している調達案件については、新規事業者が受注後に知識の習得、作業プロセス等の定義に大きなコストを要し、単年度受注では、採算割れも想定され競争性が確保できないことから、国庫債務負担行為を活用した契約期間の複数年度化を行った。</p>	A	<p>9月までに契約した情報システムに関連した入札のうち、開発、構築が調達案件名に含まれる16件において、特定の事業者しか供給できない製品を使用していない調達を行った。</p> <p>9月までに公募を行って契約した案件は9件、複数事業者と対話を通じて調達仕様書を見直す技術的対話を行って契約した案件は4件となった。</p> <p>9月までに情報システムの保守・運用の契約を行った13件において50日以上公告期間を設けた。</p>	-	R4年9月	仕様書において、「特定の事業者しか供給できない製品を使用しないこと」を記載している項目等が統一されていないため、事業者にわかりにくい恐れがある。	仕様書の記載項目等を事業者にわかりやすくするように検討する。		
			<p>【特定事業者継続契約の回避の方策の検討】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、以下のような事例を参考に回避の方策を検討し、その実現に努める。解消に至らなかった場合には、事後にその理由を分析し記録に残す。(記録後は有識者に意見を求める等解決のための分析に努める。) (検討事例)システム改修を一括ではなく分発発注する。運用業務から業務アプリケーション開発対応・修正等を分離するなどして定常的な運用業務を調達範囲とし既存事業者の優位性の低減を図る。</p> <p>【特定事業者継続契約への積極的な閲覧情報の提供】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、設計書等を入札時に準備するとともに、ベンダーチェンジの難しい運用・保守業務については、運用マニュアル等のドキュメントも閲覧資料として準備する。</p> <p>【特定事業者継続契約への複数年度契約の適用】 特定事業者が契約を継続している調達案件については、新規事業者が受注後に知識の習得、作業プロセス等の定義に大きなコストを要し、単年度受注では、採算割れも想定され競争性が確保できないことから、国庫債務負担行為を活用した契約期間の複数年度化を図る。</p>		A+	R4		R5年3月まで	A+	R4		A		-	R4年9月		引き続き計画に記載することを検討		
								A+	R4		A+	R4		A		-	R4年9月		引き続き計画に記載することを検討
								A+	R4		A+	R4		A		-	R4年9月		引き続き計画に記載することを検討
								A+	R4		A+	R4		A		-	R4年9月		引き続き計画に記載することを検討
								A+	R4		A+	R4		A		-	R4年9月		引き続き計画に記載することを検討
								A+	R4		A+	R4		A		-	R4年9月		引き続き計画に記載することを検討
○		調達改善に向けた審査・管理の充実	<p>随意契約を行うとする場合は、「随意契約審査委員会」において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行う。</p> <p>入札等監視委員会で調達に関する改善案を提案された場合、同委員会において議した措置を報告する。</p>		A	R4	<p>随意契約による契約要請があれば実施し、検討結果を記録として蓄積する。</p> <p>年2回開催する同委員会において、提案された改善案について、調達改善に反映し、その内容を報告</p>	R5年3月まで	A	R4		A		令和4年度調達案件の随意契約審査委員会において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行うとともに、競争性のある調達方式に移行できないかの検討を行った。 <p>令和4年度調達案件の随意契約審査委員会において、真に随意契約であるべき法的根拠も含めた事前審査を行い、その結果、9月までに随意契約を62件締結した。そのうち競争性のある随意契約は7件(企画競争、技術的対話を含む)、公募9件となった。</p>	-	R4年9月		引き続き計画に記載することを検討	
		調達事務のデジタル化の推進	<p>電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能目録等の確認を行う。</p>		A	R4	<p>電子調達システムを活用し、電子入札率・電子契約率を向上させることを目標とする。</p>	R5年3月まで	A	R4	<p>電子調達システムによる入札・契約手続の更なる利用促進を図るため、紙での入札や契約を希望する事業者に対しては、電子入札・電子契約に対応できない理由、電子調達システムの利用可能目録等の確認を行う。</p>	A		令和4年4月から令和4年9月までに契約した入札案件106件のうち、電子入札が実施されたのが85件となった。(80.2%) また、入札案件106件のうち電子契約で50件締結した。(47.2%)	-	R4年9月		引き続き計画に記載することを検討	

## 別紙2

## その他の取組

具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があった と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)	
			定量的	定性的
・ETCカードでの高速料金の支払いに際してクレジットカード決済を実施	新規		-	・ETCカードでの高速料金の支払いに際してクレジットカード決済を実施だけでなく、海外出張の立替払いにもクレジットカードを導入し、事務の効率を行った。
・会計事務にかかる手引き書の整備、共有を図り、職員の資質向上を図り、業務の効率化を行う。	新規	○	-	・会計事務にかかる手引き書「調達事務手続きマニュアル」の整備、職員向けの勉強会を開催し、共有を図った。また、「調達事務手続きマニュアル」をHPに公表し、デジタル庁の事務手続きが事業者にも参照できるようにし、業務の効率を行った。